

南城市告示第127号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定と南城市税条例第18条の規定により、次のとおり掲示する。

なお、当該書類は南城市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和 8年 9月 4日

南城市長 大城 憲幸



1. 送達をする書類

令和7年度 固定資産税納税通知書

令和8年度 固定資産税納税通知書

2. 送達を受ける者の住所及び氏名

送達を受ける者の氏名	備考(通知番号)
株式会社 琉球インベストメント	

3. その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4. 連絡先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所 市民部 税務課 資産税係

TEL.098-917-5328